

R7 柏三中学校生活のきまり

(1)通学服

① 学ランタイプ

- ・黒の詰め襟とし、ズボンも標準型であること。
- ・校章は取り付けなくてもよい。(令和7年度購入分から廃止)

② 胸当て付きセーラー服タイプ

③ 柏市標準制服(ブレザータイプ)

- ・タイプ A(一般的な)男子体型・・・左前ジャケットとスラックス
- ・タイプ B(一般的な)女子体型・・・右前ジャケットとスラックス or スカート
- ・タイプ C 男女共通型ジャケット(左右の切替が可能)

【タイプA～Cの共通事項】

- ・式典や指定があった行事(入試や合唱コンクール等)では、ネクタイとリボンを着用すること。尚、ネクタイとリボンは家庭で用意したものを着用する。
- ・ジャケット内には Y シャツ並びにブラウス、開襟シャツ、ポロシャツ等を着用する。

【全ての制服の共通事項】

- ・ズボンはベルトをして着用する。(白や飾りのついているものは使用しない)
- ・学生服の袖をまくり上げて着用しない。また、身体の大きさに合ったものを着用する。
- ・暑い時期は、上衣を白ワイシャツ、飾りのない無地の白色ブラウス、開襟シャツ(それぞれ半袖・長袖)若しくはポロシャツとする。ブラウスを着用した場合、第1ボタンは留める。
- ・長袖ワイシャツを着用し、袖をまくる必要がある場合はきちんと折って着用する。
- ・スカートを折る・詰める・切るなどの加工をして必要以上に短くして着用しない。

(2)式典での服装

- ・制服の下にジャージを着用しない。
- ・入学式と卒業式では、制服から下の衣服がなるべく見えないようにする。
- ・白ソックスを着用する。
- ・柏市標準制服を着用する場合は、白 Y シャツ並びに白ブラウスを着用し、ネクタイかリボンをつけること。

(3)冬季のコートなどの着用について

- ・家庭や部活動で購入した防寒着を着用してもよい。色の規定は特に設けない。
- ・気温に応じて、マフラー・ネックウォーマー・手袋・タイツを着用してよい。安全のため耳あてはしない。特にマフラーの巻き方は安全上の配慮をする。

(4)通学用靴

- ・体育の授業に使える運動靴、または黒革の学生靴とする。

(5)靴下

- ・特に規定は設けない。
- ・式典では白ソックスを着用する。

(6)校内服

- ・校内服は上下指定のジャージ、指定の体操服、指定のハーフパンツとする。
- ・部活動のTシャツ類は部活動の時のみの使用とする。
- ・ジャージ、体操服には記名をする。

(7)体育時の服装

- ・上衣は体操服、下衣は紺色のハーフパンツを着用する。指示があった場合は体操服の裾はハーフパンツの中に入れる。
- ・寒冷期の校内服を着用しての授業などは体育科の指示にしたがう。
- ・安全上、体育の時は髪を結ぶ。

(8)上履き

- ・指定の上履きを使用。
- ・学年カラーのものを履く。(1年赤・2年青・3年緑)
- ・靴紐をきちんと結び、かかとを踏みつぶさずに履く。落書きをしない。 かかと部分に記名



(9)頭髪

- ・学習や運動時に支障のない髪型にする。

(10)所持品

- ・学習に不必要なものは持ってこない。物には記名し、忘れ物をしないよう注意する。
- ・お菓子、スマートフォン等は持ち込まない。また、ハンドクリームやリップクリームについては無香料のものとし、色がついているものは使用しない。
- ・水筒は、通年で持ってきてよい。中身については水・お茶類(無糖のもの)・スポーツドリンクのいずれかとする。ペットボトルで補充用を持ってきててもよい。
- ・制汗剤は、無香料タイプとし、ゴミの始末は各自で責任を持って行う。また、使用する場所を考え、教室などの他の生徒の迷惑になる場所で使用しない。
- ・安全上、腕や脚にミサンガやヘアゴムをつけない。
- ・家庭の事情でスマートフォンやSuicaなどを持ってくる時は、保護者が学校に連絡すること。また、登校後は担任の先生に預け、帰りの会後に受け取ること。

(11)バック

- ・型や色の指定はなし。
 - ・タブレットを入れることを考えたリュックタイプのもの(背負えるもの)
- ※ロッカーの大きさの目安は、縦22cm、横36cm、奥行40cm 程度です。

(12)通学について

- ・服装を整え、安全に十分注意をする。
 - ・道に広がって歩かないように、お互いに気を配る。
 - ・登下校の際、寄り道や買い食いはいししない。
 - ・登下校に使用する校門は、正門と体育館側の裏門の2箇所だけを使い、給食の材料などを搬入する門やその他の門は使わない。
 - ・自転車通学は認めていない、途中まででも自転車の使用はしない。
 - ・私有地(駐車場や畑)を通らず、歩道を歩く。
- ※学校を出たら、地域の一員として、マナーのある行動をしましょう。

☆ルールの捉え方

自由＝なんでもあり ×

自由＝よりよい選択を自分自身で考えて行う ◎

これを目指しています。

そのため、ここに書いていないものは、何をしてもいいというわけではありません。

人が傷つくこと、安全や人権を侵害することは当然だめです。

その上で、みんなが快適に過ごすために、もっとこうした方がいいという考えがあれば、生徒会役員もしくは生徒指導主任まで相談にきてください。